

内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令案
についての意見・情報の募集について

令和5年6月20日
農林水産省経営局

この度、「内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）の一部の施行に伴い、農水産業協同組合貯金保険機構における特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準、指定通知書の様式等の特定社会基盤事業者の指定等に係る手続きを定めるものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（1）e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（2）農林水産省経営局金融調整課において配布

3 意見・情報の提出方法

（1）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省経営局金融調整課パブリックコメント担当

4 意見・情報の提出上の注意

- 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- 提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和5年6月20日～令和5年7月19日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

- 内閣府・財務省・農林水産省関係経済安全保障法に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令案